

# 第5回 船橋市景観審議会 議事録

日時 平成26年7月15日(火)

午後2時00分～午後4時00分

場所 船橋市役所10階中会議室

## 第5回 船橋市景観審議会 出席者名簿

### 第1号委員（学識経験者）

宮脇 勝 : 千葉大学大学院工学研究科 准教授

### 第2号委員（関係行政機関）

島田 将士 : 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班長

### 第3号委員（関係団体の代表者）

岡田 博美 : (社)千葉県建築士会 副会長

小室 正己 : 千葉県屋外広告美術協同組合 副理事長

田中 久子 : 船橋商工会議所

沖村 文靖 : 東京電力(株) 京葉支社 支社長

### 第4号委員（市民）

佐々貴 節子 : 市民公募委員

中谷 弘美 : 市民公募委員

（欠席）

### 第1号委員（学識経験者）

柳井 重人 : 千葉大学大学院園芸学研究科 准教授

### 第4号委員（市民）

山口 直樹 : 市民公募委員

### 事務局

舟久保建設局長

石毛都市計画部長

伊藤都市計画課長

入江主査

杉原主査（※司会）

高橋主事

大塚技師

## 第5回 船橋市景観審議会 議事録

日時 平成26年7月15日(火) 午後2時～午後4時

場所 船橋市役所10階中会議室

### 【1. 開会】

事務局より開会の挨拶

(会長)

今日はお暑い中お集まり頂き、どうもありがとうございました。第5回船橋市景観審議会ということですが、振り返ると7年ぐらい前に検討委員会が始まっておりますので、少しずつですけども進めているという状況になります。

今日はお手元の次第にありますとおり、議事は諮問が1件、報告が1件という内容になっております。今日の議事録の署名人をお願いしている委員がB委員とC委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

傍聴人がいないということですので、早速議事に入りたいと思います。事務局よりよろしく願いいたします。

### 【2. 議事 — 1. 船橋市景観協定に関する要綱について (諮問)】

(事務局)

事務局より説明

(会長)

それでは景観協定を初めて設定するということになりますので、このような要綱と書類を準備したいということです。何か内容についてご不明の点ありましたら、あるいはご意見ありましたらお願いします。

(B委員)

お聞きしたいんですが、景観法第81条第1項に基づいての景観協定は土地の所有者の全員の合意によりという文言がありますが、今回の場合は、申請者が土地を持っている、元々の開発業者が申請するというかたちになりますよね。それで、新たに持ち主になられた方が入るかどうかを聞くというかたちになるのですか。そうすると元々、景観協定を持っていたとしても、成立していたとして、持ち主がそこで決まった時点で、その持ち主が

協定に同意しないという場合は、その敷地はどういうかたちになるのでしょうか。

(事務局)

今の質問の内容としましては、景観協定が今回一人協定と、開発業者一社で協定を結ぶのですが、分譲になりますので売却したときに景観協定の内容が引き継ぎされるのかといったような内容だと思います。まず景観協定を決めるのは、本来ですと地域住民、皆様が合意して決めて頂く方法があります。もう一つは開発業者が協定を結んで、景観協定を結んでいる土地ということをしてPRして分譲するかたちとなります。今回はそれに該当いたします。それで分譲するときにあたりまして、この地区はこういった景観、まちなみを良好な環境を形成するといったことをPRして売却しますので、買われる方はそういったことを重々承知された上で購入されるというふうになっておりますので、景観協定の効力については売買の条件として引継ぎされます。また、その代わりの方が将来その後の方に売却するときも、一応それは引き継がれるといった内容になっております。

建築協定というのがあるんですけど、それと同じような内容になります。

(B委員)

そもそも景観協定は地区計画とか現にありますよね。それよりさらに上に準ずるものと言ったらおかしいですけど、広範囲に及ぶものというふうな捉え方をしていると思われませんが、今はこの一申請者であがってきますが、新たにそういった、現在のまちなみを形成していて協定をしたいというふうなかたちにもなってくると思うのですが、それもやはり全員の承諾を得るというのは変えられないのでしょうか。

(事務局)

景観協定を一度結びましたら、将来変えるときも全員の合意が必要になります。

既存のまちなみの場合で地区を決めて景観協定を締結する場合は、その地区全員の方の合意が必要になります。

(B委員)

今回の一事業者が持っている土地を分譲して、その景観協定を持った土地であるということに同意しないと売らないということですね。

(事務局)

景観協定を市の方で認可をしていきますと、今度は開発事業者が戸建住宅を一戸一戸販売していく、そのときに土地取引に出てくるのですが、個別に売るときに重要事項説明というのがございます。その中に盛り込んで頂いて、ここは景観協定の地区ですよ、という条件が入ってくるんですね。だから、それを理解した上で買って頂くということになります。

す。そこはたぶん漏れがないと思います。

(B委員)

わかりました。では担保されると。ありがとうございました。

(G委員)

延長線上といいますか理解を深めるために、同じ質問になるのですが、先ほど22市44件の事例があるということでしたけれども、現実的には既存の住宅の全員の方の合意を得るというのは大変難しい話であって、現実的には新規の開発業者がこの協定を結んでいくというケースが圧倒的に多いということですよ。

(事務局)

全国的な事例については、件数しか把握していないのですが、千葉県の4件について、その内の3件が今回と同じような開発業者による一人協定。もう1件が地元の方々が全員合意で成立した協定になっております。

(G委員)

そうしますと、難しい専門的な話であまり理解していない部分もあるんですけど、新たに開発されたところを購入される方は、先ほど話がありましたように、それを前提で購入されるわけですから、まず合意をされているということになると思うんですけど、なんらかの問題があるとすれば、その隣接、周辺地域の方々がこの地域の特別な内容について違和感も持たれるようなことをもしも決められていけば、それについて反対されるという、危険性というリスクがないことはないと思うのですね。この事例ですと、先ほど絵を見せて頂いてまわりの方が反対されるようなものは恐らく無いと思うのですが、万が一照明というんですかね、隣接部、道路を挟んだ家だけでも、明るい照明を付いてると私嫌いだわという方がいないということもないわけで、恐らく流れの中で隣接周辺の方々の同意をどう得るかというどの辺のプロセスに入っているかというのを教えて頂ければ。

(事務局)

先ほど認可の流れで、その中に認可申請があった後に関係人に計画内容を縦覧をして頂く、ご覧になる機会を設けますので、その中で例えば反対ですと、こういうのは嫌だよとか、そのような話が意見としてあがってまいります。あがった意見を含みながら、行政サイドとして認可すべきなのかどうかという判断を下すということになると思うので、あがった人に対してどう対応をするかというのはちょっと内容にもよるところがありますが、全くそういう話があるにもかかわらず、全て認可をするということではないです。

(G委員)

はい、わかりました、ありがとうございます。

(B委員)

もう一点すみません。

景観協定の内容についてはあがってきた段階で、これはどうなのかというのはできるのですか。それともう一点、全体の計画地にこういう景観協定を今申請していますというような、ホームページにあげるだけではなく、実際の場所にまわりに知らしめるような、例えば看板というものを建てるということは義務付けてはいないのですか。

(事務局)

景観協定を結ぶ地域につきまして、その旨を表示するよというところが法律で明記されております。

(B委員)

協定の場所に。

(事務局)

はい、景観協定区域内に表示をするようになっております。

(B委員)

はい、わかりました。

(事務局)

内容の認可について、法律で基準に合っていれば認可しなければならないということになっておりますので、基準に合っている合っていない、法律に基づいてこちらの方で判断いたします。

(B委員)

基準に合っている合っていないというのは、景観の法律にという基準にですか。

(会長)

そうですね。どこの基準でしょうか。

(事務局)

景観法の83条で景観協定の認可というのが記載されております。そこで当該景観協定

を認可しなければならないとされておりまして、1つ目が、申請手続が法令に違反しないこと。2つ目が、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。それから3つ目としましては、国の方で国土交通省令・農林水産省令で定める基準というのがありますが、この基準に適合するものであります。こちらの方を満たしていれば認可しなければならないということで法律で決められております。

(会長)

ただし、市独自で景観計画を持っているわけですから。

(事務局)

今の手続きの話でそれを満たしていればしなければならないという話をしたのですが、そういう風に説明をしますと、何があがってもそれを満たしていればなければならないんだねと、何も市は口出しができないのかと思われるかもしれないんですけど、今会長がおっしゃられたとおりそもそも景観協定というのは、景観計画区域内でしか定めることができなわけですね。この景観計画区域というのは、市がつくった景観計画において区域を定めて、そこで景観形成に関する方針っていうものを定めているかたちになっているので、市が定めている景観計画と整合していなければそもそも協定を認めることはできないという大きな元々の考え方があります。協定の基本的な考え方は先ほどのきめ細やかなということを説明で言いましたけれども、基本はベースにある景観の話については全て景観計画の中の方針とつながっていると、それに上乘せするかたちでもっとより細かい景観誘導を行いたいといったものがかぶせられる条件だにご理解いただいたらいいかと思います。

(会長)

市の認可をする際には市は内容について意見をすることが可能だと思うんですけど、絵があったときに屋根の色が赤くてですね、おかしいのではないかと私は言ったんですが、実際に認可する際にはそういった色についてもどういう色なのかについて数字で出して頂いて、協定の中にも色に関してはもめる可能性があるんで、業者に対して数値基準を何番から何番程度のものを範囲として考えたい。屋根が茶色であればどの程度の基準の色だということを示して頂いた方が、その後もめないと思うんですよね。調和している調和していないといったときに個人差があるんですから、大体基準としてはこういう色ですと出した協定の中に書いといてもらえればその後も問題はないんですよね。壁の色だとか主要な部分ですね。認可をされる際に極力事務局がチェックして頂いて、市の基準に合っていますよと確認をした上で認可をして頂いて、これは今回このように紹介して頂きましたけれども、景観審議会のタイミングとなかなか合わないでしょうから、認可された後報告となるのでしょうかね、他の案件が出てきた場合ですけど。ですので、どういうものが協定として来ているかというのは皆さんこの審議会でもチェックされるようなかたち、ただし認可

するかしないかは市の方でということになります。

(F 委員)

リーズン船橋に関しては、そもそもが建売という感じでとらえていてよろしいのでしょうか。

(会長)

そういうことですよ。

(F 委員)

建売ですよ。

そうしましたら、門柱とか屋根とか外壁後退とか、ある程度のものは全部揃うということですよ。

(会長)

その段階で購入者の方が決めて契約されるでしょうから。

(F 委員)

そんなにはバラバラにはならないし。

(会長)

出来た当時は逆に統一しすぎるぐらいの感じの。

(F 委員)

間違えるぐらいの感じで。

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

先ほど出ていた周辺の方の文句が出ないようにということについては、縦覧2週間というのは普通住民の方は見ないと思うので、出来れば開発業者が周辺の町会長さんにちゃんと連絡を入れて、こういう協定をつくりますっていうのを。それから協定の看板が出るといいますが、その看板自体もちゃんとした形のもの、それが景観を阻害してしまうと困りますので、それなりにちゃんとしてくださいと業者をお願いして頂ければと思いますけど、いかがですか。

(B 委員)



これだけ大きな分譲住宅、102戸になりますよね。例えば自治会とか組織されていくんじゃないかと思うんですけど、そういった場合に自治会の掲示板みたいなものが各自治会に1個ずつ持ったりしますよね。そういったものに関する景観の中での取り決めみたいな、そういったものもこの中には入ってきているのでしょうか。後からでてくるような工作物といいますか、あと電柱とかはどうなっていくのかとか、全体的に形態だけではなく全体的なイメージがわかるような、そういったことも申請のときにはあがってくるのでしょうか。

イメージがつかめるといふか、やっぱり風景とか景観とかっていうのは全体的なイメージが必要になるので、割と細かくそういった景観を形成するものとして業者が関われないような、後から出てくるような工作物とか、あと電柱問題ですとか、そういったことはどのように位置づけられているのでしょうか。

(事務局)

掲示板に関して、屋外広告物の表示に関する基準というのをこの景観協定書で定めておまして、そこで屋外広告物の設置及び掲示をしてはならない。ただし、面積が0.3平方メートル以下であり、その形態及び色彩が周囲の街並みとの調和に配慮されたものはこの限りではないということを出されております。電柱につきましては、今回景観協定区域というものに道路が除外されておまして、道路は景観協定の対象外となっております。ただ、現地に行きますと電柱は既に建っておまして、茶色い塗色をしたコンクリート電柱が現在建っております。

(B委員)

じゃあこのイメージ図はちょっと違うんですね。電柱が建っているイメージ図ですよ。

(事務局)

そうですね。このイメージ図ですと電柱が無いかたちなんです、実際には電柱がございます。

(B委員)

それも含めてこういう風にあげて下さらないとわからないですよ。

(事務局)

今の現在がこういう状況でありまして、電柱が茶色くなっております。

(会長)

物置などは、この物置などの附属建築物の協定内容を想定しているみたいですが、この

リーズン船橋の場合は物置はどういう内容になっているのですか。何か良い規定が書いてあるのですか。

(事務局)

物置について説明いたします。協定書に敷地、附属建築物及び外構に関する基準というのを設けておりまして、その中で物置その他これに類する附属建築物を設けるときは、道路側からアルミ、スチール等の工業製品が直接に見えないよう良好な修景を施し、景観に配慮しなければならない。このように定めております。

(会長)

そういった細かなことまで規定されているということですね。

この事業者は地区計画は申請していなかったんですね。景観協定でやりたいと。地区計画でもかなり似たようなことができるんですけど、景観協定のメリットというと早めに認可されるということでしょうかね。都市計画決定を受けないですから。

(事務局)

今地区計画の話が出ましたが、URでこの高根台団地の開発に伴いまして、全体で地区計画を定めております。地区計画の名前は「高根台団地地区地区計画」この名称になっておりまして、地区計画に定めている基準プラス今回の景観協定で定めている基準というのがございます。その基準でダブっているものがございます、例えば壁面の位置の制限になりますが、これは地区計画も景観協定も1メートルになっております。そして、景観協定では地区計画にない隣地境界線との離隔、70センチ、これを景観協定で追加しております。

(会長)

つまりこの、URはどんどん切り売りしていくような状況で、全体に地区計画をかけましたと。最低ルールはある状態で徐々に開発が入るといえるときに、この場合今回は、事業者が自ら良好な街並みを売りに販売をしたいので、協定を上乘せして作ったという状況になっていますね。望ましい方向で使われているとは思いますが。

この協定の仕組み、皆さんご了解頂けたでしょうか。

(G委員)

さっきと同じ意見の繰り返しになりますけども、先生がまとめて頂いておりますのでそのとおりでと思いますけど、申請される方の立場からすればこれを売りにされるはずですので、申請される方からすれば当然問題ないですし、購入される方も納得の上で売りになったものを購入されるわけで、これが先々、問題があるとすればさっき申し上げました、

近隣とか周辺とか全体のバランスだと思いますので、先ほど私の質問に対して縦覧されておりますのでというお話がございましたが、まさしく先生がおっしゃって頂いたとおりですね、大体そういうのを見ないのが一般、それが常識と言ったらちょっと間違いかもしれませんが、です、その辺をより広く認知と言いますか、知らしめるようにですね、何か工夫と言いますか、きちっと制度を作っておいて頂かないと、結果的に知らない内できてしまったということがあってですね、結果大変で、かえって行政の方々のご苦勞されることが無いようにして頂きたいなと思います。

(会長)

割と一般の人がホームページを見るんじゃないかなと思うんで、その開発業者が売るときにそこには詳しく景観協定の内容は掲載されていれば、細かな規制内容は一般市民もまわりの人もインターネットを使ってすぐ見れるような、そういった方法も、複数の方法で知ることができるような、まあ多分これを制度化できるかというところまではわかりませんが、事務局の方が事業者から申請があった際にですね、内規としてちゃんと業者にそういうのを求めるという仕組みにしてあるといいと思いますけど。

事務局の方いかがでしょうか。

毎回周辺住民のことをちゃんと気にして、事業者の方に内容を知らしめるような努力を求めるということで。

(事務局)

広報をいかにしていくかというご質問だと思いますが、インターネット、ホームページを有効に活用すること、それから先ほど会長がおっしゃった販売業者が周辺にアピール、こういう計画を立てます。それで分譲していきますよというようなPRをして頂くように行政指導をしていきたいなと考えております。

(会長)

その他よろしいでしょうか。

(E委員)

区域除外届、加入届、これがどういうパターンなのか教えて頂きたいのですが。

左側の区域除外届の場合は、借地権でそこに住まわれている方はこの協定の適用対象となるんですが、その人がそこから引っ越しますと、借地権が消滅した場合はその土地だけはぽっかりと協定の適用除外になって、新しくまたそこに誰か住むときにその人が協定に入りませんよと言ったらここだけ穴が開いてしまうのかどうかということと、あと右側のパターンがよくわからなかったのもう1回教えて頂ければありがたいのですが。

(会長)

なかなか何度聞いても分かりづらいのですが。繰り返しお願いします。

(事務局)

これを想定しているのはですね、土地所有者はこの協定に非加入。借地権者は加入しているという状況があったとします。借地権者がそこに住んで、この協定に加わっていただければいいんですけども、借地権が消失した場合、土地所有者の権利だけが残ってしまいますので、そこは区域から除外されることとなりますが、その手続きにこの第4号様式を使って、ここは除外してくださいよという届出になります。それが4号様式になります。また新しい借地権者が来て、私は加わりたいよということであれば、また加入届出するようになると思います。本来、変更をするときは全員合意がなくてはいけないんですね、景観協定は。そうすると大変な時間とエネルギーを使わなくてはいけないので、こういう軽易な場合については簡単な届出で変更を認めましょうということだという風に考えております。

第5号様式なんですけど、これは土地所有者は非加入、借地権者が加入している土地に、土地所有者も実は私も加わりたんだと、そのときにですね加入する場合に第5号様式を使って届出れば変更申請に当たらず、これをもって軽易に手続きができますよということです。あと加入届を使うパターンがもう1種類あります。この第5号様式の一番下に、又は隣接地所有者が加入というのがございます。この隣接地というものは景観協定区域です。それから景観協定区域隣接地というのがございます。この景観協定区域隣接地とはどういうものかというのと、景観協定を結ぶのに対しまして、最初から景観協定の区域に入って頂ければ一番問題はないのですが、景観協定に入るのに躊躇している方、あるいは様子を見たい方、そういったような方が景観協定区域隣接地に加入しまして、必要に応じて届出を出すことにより景観協定区域に加入すると、そういったような仕組みになっております。

(会長)

地権者と借地権者が別でパターンとしてありうるパターンを想定しているのですが、いいですか。

(E委員)

はい。

今まで借地人の方が景観協定に入っていましたと、そこで借地権が消滅して別の人が今度住むようになって借地人になりましたと。その人が協定に入るかどうかは任意になるということで、そこは法令上は縛れないと思うのですが、あとはまわりの住民との関係だとか協調の努力とか、そういう理解でよろしいでしょうか。

(会長)

ということですよ。

今回の場合はこれではないんですけど、パターンとしては制度を作る以上こういうことも想定しとかなければならないということで、他の市は同様の考え方で様式を作られているのでしょうか。

(事務局)

この区域除外と加入なんですけど、様式を作っているところはありますが、全国的にはあまりここまで作っている事例は少ない状況でございます。

(会長)

そうですか。

(事務局)

事例的にはかなり少ないのではないかと。

(会長)

非常に船橋市は真面目にいろいろ検討した結果、こういう心配があるので様式を作っておきますということだそうです。

(E委員)

どうもありがとうございました。

(会長)

以上他に質問が無ければ、諮問に対してこの審議会で、お認め頂ければそのように市長へ答申するという内容になります。これはどんどん進めて頂いた方が良くということですので、皆さんよろしいでしょうか。

――異議なし――

ありがとうございます。ではそのように答申を。答申書については具体的に。

(事務局)

はい。こちらで用意しております。

(会長)

では1号案件についてはこれで終了ということで、次は報告事項で公共サインガイドラインを作成するという方向になりますので、事務局の方ご説明をお願いします。

## 【2. 議事 - 2. 公共サインガイドラインについて (報告)】

(事務局)

事務局より報告

(会長)

公共サイン、非常に重要なものだと思いますので、皆さんご意見をお願いしたいんですけども、実際の業務委託先が決まっていて具体化していく段階に入ったようで、実際作れるわけですけども、今言ったような意見ですね、アンケート結果以外にも、この審議会に諮っているわけですので、是非いろいろ追加して頂きたいのですが、私の方でも事務局に何度か言っているのですがなかなか、デザインの質については何度も言っているんですが、なかなかはつきり入ってこないで、皆さんもその辺も含めてですね意見を言って頂けると、最低基準のものはこれで作られるかもしれないですけども、もうちょっと質を求める市民の意見があれば、レベルの高いのをサインで求めることもできるのではないかと思うんですけども、出来る限り最低基準ではないような、私自身は狙ってますけど、今の段階ではそこまで望めてないような気がしています。やっぱりまちの印象をサインで印象付けられる一つのもので、そういうことを求める市民がいればですね、良くなるんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

(F委員)

1か所だけあるんですけど、案内についてなんですが、アンデルセン公園を船橋駅からのバスで小室行に乗っていくんですけど、県民の森で降りるんですね、私2回ぐらい行ったんですけど、県民の森という表示はあるんですね、アンデルセン公園はこちらという表示はなくてみんなどっちだどっちだっていう感じで、口コミでこっちよこっちよっていう感じで教えてあげるんですね。ちょうど十字路になっていて、その反対側にセブンイレブンがあるんですけど、そこかどこかにアンデルセン公園はこちらという矢印でもちょっと付けて頂くと、私は小室線乗ってますからわかりましたけど、他から来た方が全然わからなくて、県民の森の方へ行っちゃうんですね。反対側に。だからあそこに1つ看板を付けて頂いたら、せっかくアンデルセン公園もここで選ばれましたので、1つ付けて頂きたいなど。意外とコンビニで聞いている人も多いです。

(会長)

まちの重要施設ですので、そのサインも当然含まれる。

(F 委員)

1 か所そこはお願いしたいです。

(会長)

事務局の方がいかがでしょうか。アンデルセン公園付近も今回のサイン計画の対象と考えていらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

今のご意見よくわかります。

この計画の中でですね、具体的にここの地区、この交差点、この駅に何をするかというようなガイドラインを設けるような性質ではございません。ただし、わかり易いサインをするためにどういうことが必要なのか、最低何メートル間隔では必要ですよとか、そういうものを基準を作って市役所全体でそのガイドラインに沿ってサインを設置していくというようなことになると思います。具体的なポイントについてどうするっていうのはここではちょっとできないんですが、今のご意見についてはですね、所管の方に申し伝えてですね、是正するように声をかけてみます。

(F 委員)

立看板っていう感じで、こちらっていうぐらいでもわかるんですね。だからそんな感じでもいいですから、ちょっと付けてあげると、せっかく家族連れでいらした人がみんな県民の森の方に出て、また戻ってくるんですね。

すみません、お願いします。

(事務局)

今回のお話させて頂いているのは、公共サインについてどういったデザインを用いるのが適当なのかというのがお話ですけど、そもそも公共サインって必要な場所がない意味がない話なので、今の話はそういうご意見だと思いますので、これは実際どこまで実現できるかという話はあるんですけども、今私のご意見を聞いて思った限りでは、少なくとも市が所有している施設についてどういった交通機関とアクセスできますよということを、例えばホームページとかで紹介しているわけですけども、少なくともアクセス場所としてここが最寄りの駅だとかバス停だとか示したところにサインがなければ、恐らくそこまで来ていただいてもどうしようもないということ、その辺のところちょっと手落ちがあるのかなと、そういうご意見だと思いますので、そういった必要な場所に必要なサインがあるかといったことについては並行して検証してみたいと思います。

よろしく申し上げます。

(F 委員)

ただ誤解のないように申し上げますけど、北習志野からのバスに乗るとアンデルセン公園っていうバス停があるんですね。ただ小室線経由だけだとわからないと、そちらだけのことです。

北習志野からだったらバス停はありますので、アンデルセン公園っていうバス停が。

(会長)

公共施設非常にたくさんあると思いますけど、そういった重要な施設に関して市内でちゃんとチェックを改めてして頂くということをお願いしたいと思います。

(D 委員)

多言語表記となっておりますが、よく日本語、英語、中国語、韓国語、4か国ぐらい書いてありますね。そうすると結果的に1つのところに4つ書くのでかえって見づらいんですね。ですから本当に4か国ぐらい書かなくてはいけないのは船橋市役所のような大きなところで、あとは例えば船橋市役所に行けばその近辺にある安定所とか保健所とかはそこから辺で教えてもらえるので、本当に大きなところだけ多言語表記にした方が良くないかなと思う時があります。何でも4か国語で書いてあると結果的に文字の大きさが段々小さくなって行って、わかりづらいんですね。と思うんですけど。

(会長)

このあたりいかがですかね、多言語表記。こういうのはたくさん意見が出そうですけど。少なくとも今のところ4か国語という基準なんですか、それとも2か国語にするのか、施設によって変えるのか、そのあたりのことについて事務局はどのように考えているのか。

(事務局)

実はですね、委員がおっしゃるようにどの言葉を使おうかというのは重要な検討事項になっております。確かにいろんな方々にお示ししたいんですけど、おっしゃるようにかえって見づらくなってしまいうお話もありますので。ただ、大きな施設にはそこそこ使って、そうでないものはもうちょっと省いても良いんじゃないかという貴重なご意見を頂きましたので、今後そのご意見をですね、貴重な意見として参考として検討していきたいと考えております。

(会長)

その辺は委託業者とも具体的に提案頂いて、また審議会に諮れるんですよね、案が詰ま



ってきたら。

いかがでしょうか。

(事務局)

実はパブリックコメントを行う前に審議会を開催できるスケジュールではないんですけども、皆様にご意見をどうにか頂けるような、一堂に会して頂くわけには参らないと思いますので、郵送になるか何か手立てを、皆さんのご意見を伺える機会を作りたいと思います。

(会長)

そうですね。具体的なものがないと皆さん意見を出しづらいでしょうから。

それを反映できるものは反映した上でパブコメをやって頂けるのですか。

11月に原案作成になっているので、その頃に聞いて頂ければ未修正であればパブリックコメントまで間に合いますよね。

(事務局)

はい。

(会長)

大きな問題がないとなればパブリックコメントに入ると。それが反映されなかったとしてもパブリックコメントの時期に委員の意見としても聞き入れて修正に向かうでしょうから、その辺のスケジュールで意見集約するということですね。お願いしたいのですが。

今のように表記する言語が2種類なのか4種類なのか大きな変更になりますので、そのあたりは合意をしっかりと頂かないと。しかもそれ、1つにまとまらないでしょうから、結局どっかで割り切って判断する必要があるでしょうから。

(B委員)

ちょっと具体的にお聞きしたいんですが、この適正な維持管理をする課というのは都市計画課ではないんですよね。ということは、ここでこう定めたものというのは他の課にも波及してやられていくということになるわけですよね。

公共サインのガイドライン定めたときに関係する課がどれくらいあるんでしょうか。庁内で。

この場所に本来あるべきだっていうのになかったり、いくらガイドライン定めてもないんじゃないでしょうか、お互いの調整と言いますか、連絡は図れるのか。

(事務局)

維持管理は誰がやるのか、どのようにしていくのか、サインに関係する課はどのくらいあるのかというご質問だと思います。まず、管理体制についてもこのガイドラインの策定の中で検討していこうかなという風に思っております。ただ今私が思う限りではですね、都市計画課が維持管理することはないと思います。やはり主体、そのサインを示す主体の者が管理すべきという風には思います。

(B委員)

例えばですね、方向を示すようなものがあって、文化ホールですとかいろんなものが1つのところにたくさんあるとしますよね。そうすると、ここの文化ホールと書かれているところは文化ホールがやるけれども、何々行と書かれているところはその何々がやると、そういう風になっていくということですか。

(事務局)

そうですね、1つの柱にいくつもある場合は、これはそういう訳にはいかないと思いますので、どこかが代表して維持管理になると思います。

(会長)

例えば駅前にいっぱいサインが付くと思うんですけど、その場合は駅前の道路を管理しているところがやるのか、景観をやっているところがモデル的にちゃんとしっかりやるのか。そのあたり一番サインが付くところ、これはどうでしょう。

(事務局)

おっしゃるとおり、いろんなものが組み合わさることがあるんですが、ガイドラインの検討項目はですね、ガイドラインの検討項目の中に維持管理の仕組みの検討っていうのがあります。どんな風にこれをどこが維持管理っていうような話を、基本的なラインを決めていきますので。基本的にはかたちができれば全庁にお示ししますので、その維持管理が重なったところはどうするかっていうのは基本ラインを決めて、関係するところで協議をしてどこが管理っていうようなかたちに多分なってくると思うので、この中での基本線が出て、個別の対応で決まってくると。

(B委員)

わかりました。

例えば、道路に樹木があって木が伸びてきてサインが見えなくなりましたと、でもサイン自体は維持管理がされていますと、だけど枝が伸びてきて見えませんとなった場合ですね。街路樹って大抵信号なんかも枝が伸びてきて見えないとか、道路標識が見えないっていう場合があるもんですから、そういうときは道路標識は警察ですか、っていう管轄が

違うのでなかなか枝が切れないだの何だのっていう話が聞かないではないので、ちょっとそこの辺お願いします。

(会長)

やっぱり、景観トータルコーディネートでそれぞれ市の管轄、縦割りでやるのを防ぐための話だと思うので、重要なところにおいては景観をやっている担当部局がしっかりリーダーシップを取って、モデル的にやらないといけない責任があると思うんですけど、いかがでしょうか、今のような諸問題が出たらどのように想定されるのか。

(事務局)

おっしゃるとおりよくわかるんですけど、例えば樹木の話、かぶさったから切っちゃいましょうかっていう話もなかなかしにくいところもあったりなんかして、それぞれの抱えているところがあるので、すっぱりとこういうかたちでいけるということにはならないと思うのですが、おっしゃっている内容については関係すること調整しなくてはいけませんので、そこらへんは行政の中で、今までできてないと言われればそうかもしれないのですが、調整できるようにできるだけしていきたいと思っております。

(会長)

サインの置く場所も含めて、トータルにまちの景観を見たときに、ここでしょうということも含めてですね、リーダーシップを持って頂きたい。

(事務局)

そうですね。おっしゃるとおり、例えば物理的に設置するのは都市計画課ではなくてもですね、所管が設置するときには都市計画課にそれを届出るとか、それでいつもその情報が都市計画課にあるような、そういうことも想定はされるかなと考えております。

(B委員)

せっかくこう、全体的なガイドラインを作ろうとしているのに、実際にやるところまでいかないという意味がないかなあと思います。是非お願いしたいです。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(C委員)

これ先月の話なんですけど、業務委託契約の会社の選定基準というのはどういう基準で選んだんでしょうか。

公募で何社か取ったり、例えば我が組合が官公需適格組合を取ったりしているのですが、そういう話が我々組合の方にきていないのですが。

(事務局)

今回公共サインガイドラインを委託するにあたりまして、3社による指名競争入札を取っています。

(C委員)

指名競争入札。

(事務局)

はい。それはうちの方で調べまして、実績のあるコンサルタント、こちらを探しまして、決めております。

(C委員)

コンサルタント会社ってことですか。

(事務局)

はい。

(C委員)

3社。

(事務局)

はい。

(会長)

指名競争入札ってことですね。

(事務局)

はい。こういったガイドラインを策定したことのあるコンサルタントから3社選んでおります。

(C委員)

指名の資格というのは決めてあるのですか。

過去の実績。

(事務局)

実績とあと、船橋市に登録している会社になります。

(C委員)

船橋市にサイン登録している会社。

(事務局)

サインといったものではなく、委託業務を受けることができる会社になります。

(会長)

それが3社しかないということですか。

(C委員)

例えば我々の組合、官公需適格組合っていう資格を去年取ったんですけど、官公需ですよ。ね。こういう仕事になってくると。我々の組合も登録してあるかどうかはちょっと、今回の役員改正で初めてなったのですが、あると思うのですが、そういう調査はしていなかったんでしょうか。

(事務局)

今回の業者の選定はですね。ちょっと補足しますと、こういった委託業務っていうものを業者登録というものがございまして、こういったものについては入札参加、そこに登録されて入札参加するというので、私どもその中から選んだのは、今申し上げたこういったガイドライン、他の市町村でももちろん作っているのですが、こういったガイドラインを策定した実績を調べまして、そういったところから選ばしてもらったと。3社というのはですね、規則で決まっております、金額によりまして指名の業者何社以上という表現なんです。ですから基本的にはガイドライン、今まだお示しできてないんですが、他市の市町村をご覧になって頂くと、こんなことをやっている、実際に手がけたところを私どもとしては選定させて頂いたところでございます。

(C委員)

うちの組合で、例えばよその千葉県内で別の市町村と契約をしたり、その公共サインの契約をしたり、その後の随意契約ですね、そういうようなものもやっているんですけど。せっかくこういう会議に参加させて頂いて、県内に100社近くありますし、船橋市内にも屋外広告業として届出しないと商売できないよという免許がある中で、内密で決めたと

いうのはちょっと引っかけたものですから。

(事務局)

コンサルタントというのは、設計コンサルタントの方の設定を私どもさせて頂いたということなんです。ですから、そこに登録をされている業者さんから実績、こういったガイドラインを作ったことがある方を選ばしてもらったというのがありますので。

(C委員)

まあそれはそれで契約をしてしまったということで、もうどうにもならないでしょうから、今後の方向性としてですね、地元根付いている我々広告業者というのはいっぱいあるわけですけど、市の方も登録しなさいよと、免許出さないと看板屋さんできませんよと、もうちょっと我々組合の方にも広く話を落としてもらえたらうれしいんですが、そうすると他市、他の市でこういうことをやっている業者もいますので、それをまた話し合いであげることもできるのですが、そういうところは考えていないのでしょうか。

(事務局)

私どもこういうガイドラインの取りまとめを行うようになるのが、いわゆる設計コンサルタントと言われるようなところの業者の方々の中から選定させて頂いているんですね。実際に看板等製作したり、あるいはサインを製作している会社さんというのはもちろん別途いまして、その中でこういったものが見やすいとか、あるいはこういったものを置いた時にこういう利点があった、デメリットがあったという情報をお持ちのところもありますので、ガイドラインを策定する中でですね、そういった業者の方にはですね、必要によってはヒアリングを行ったりして、ご意見を頂くっていうのはもちろんありうるというふうに思っているんですけど、ちょっと私たちとしてはガイドラインとしての整理を行いたかったんで、今回ガイドラインを作ったご経験のある会社の中から私たちの裁量で選ばせて頂いたと、そういうことでございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

制定していく上での基準となるガイドラインですね、全体を統括できるようなものを作ったことのあるコンサルタントを選んだということですね。

ただ、私自身そんなに納得しているわけではなくて、じゃあどうやって選んだのかっていうと競争入札、登録されているという条件の上での競争入札であって、デザインの質で選んでいないんじゃないのかな。安ければ良いんですか、っていうものではないと思うので。本来はもっと市民の方が高いものを求めるのであれば、それに相応した設計コンサルタントが選ばれてもいいでしょうし、ただ制約として登録されていることが条件と言われ

れば、限られたところでやるしかない、そういった中で結果を聞きますと、どの程度のガイドラインを作れるのか、そしてその出てきたものの質が十分担保されるかどうかは、そんなに期待できるかどうかというところは私はわからないところがありますけども。これでやっていくしかないという方向性だったものですから。より高いものを市民がコンサルタントや市役所に求めていく姿勢がないと、当然そっちの方にはいきませんので、慢心せず、いろんな意見を引き続きですね、市民の方が使われるものですので、その市民の人たちの求めるかたちでしか最終的には作れないと思いますので、このあたりが課題なんじゃないかなという風を感じています。

広告事業者もより高いレベルのものが作れるっていう、そういったものを出せるのであればそういった意見をまた出して頂ければ変わってくるんじゃないかなと思います。

(C委員)

是非お願いしたいんですけども。いろんな人材がいますので、当組合には100社近い人材がいますので、是非お願いいたします。

(会長)

いかがでしょうか。

(E委員)

会長がおっしゃられたデザインの質というのは非常に重要なところ、おしゃれなハイセンスなサインが付いた方が市民の方が気持ちよく生活できると思うんですね。

この11月の原案作成のときは、このときにデザインが、案が出てくるということになるのでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりで、ここではそこそこのものが出てくるというふうに考えております。

(E委員)

そのときに他の行政でサインを付けているようなところもあれば、非常におしゃれなものを比較対象として出してもらうとか、複数案提示してもらうとか、そういうことで皆さんの意見を広く集めて質を高めることができるのではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

そういうことができるコンサルタントだったらいいんですけど。その能力含めてですね、できるかどうかは約束できないんじゃないですかね。

(事務局)

原案ができたときに皆様にご意見を伺う機会が取ればですね、他市はこのようなことをやっていますというような例示はできると思いますが、複数案提示いたしまして、どれがよろしいでしょうかというそこまで時間的な余裕があるかどうかちょっと心配なんです。実際ちょっとスケジュー尔的にちょっと厳しいかな。1つの案を示させて頂いて、その案にご意見を頂く、というふうな状況を想定しております。

(会長)

そこで少なくとも複数案ではなくても、他市のものの質のそれぞれあると思うんですけど、我々が見ても比較できるようなかたちで提示して頂ければ、恐らくコンサルタント、例えば2案ぐらいはすぐに社内で作られると思うんですけど、いろいろ事務局の意向があって1本に絞られると予想されますが、もしもそこで2案ぐらい残ってたらそれも参考案というかたちで提示すればいいでしょうし、実際に他のコンサルタントが作った他市の事例ですね、そういったものはチェックするという意味で市役所内で調べなくてはいけないと思うんですけども、コンサルタントにも全国で活動しているのであれば、他の市の状況を知っているでしょうから、そういった中でですね、庁内で少し競ったかたちでより良い方向にというのが良いと思うんですけど、お願いできませんか。

はい、じゃあ極力努力するというので、原案作成の段階で皆さん見て頂いて、ご意見を忌憚なく、いろいろ作る前にいろいろ言うしかないですからね。できた後でブツブツ言わないように、できる前に限られた時間の中で最善を尽くして頂ければと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

(B委員)

公共サインっていうのが、具体的に今ここで載っているのが方向ですとか、全体の地図ですとか、地区内の細かい地図っていうかたちになっておりますが、その他にまず公共サイン自体がどんなものがあるのかっていうことと、それから例えば名所旧跡ではないですけど、大神宮ですとか市の持ち物ではないけれども、主だったそういったものについてのサインについては、これはかかってこないのでしょうか。

(事務局)

今の質問なんですけど、基本的には公共施設を重点的に考えております。ただ今おっしゃられたように船橋大神宮といった名前の知れた観光地等ありますので、そういったものも今後検討する中で考えていければと思います。

(B委員)



ありがとうございます。

あと、具体的に公共サインというイメージですが、ここにある3つのパターンはわかりませんが、他にはどんなものを考えていらっしゃるでしょうか。

(事務局)

定義といたしましては公共施設を案内する看板ということで、誰もが見やすいものにしていきたいと、今B委員がおっしゃった例示したものがほとんどでございます。

(B委員)

例えば市役所の場合、市役所の前に石のこういうのがありますよね。あれはサインではないんですね。

(事務局)

はい。とりあえず、公共施設でも敷地内は対象外としたいと。なのであくまで道路にどういうサインを設置すれば良いのかというようなことを検討していきます。

(B委員)

わかりました。ありがとうございます。

(A委員)

ガイドラインを作る必要性といいますか主旨は理解できたのですが、実際ガイドラインの適用範囲につきまして、市の方が設置される公共サイン以外、県が設置するかどうか私もよくわからないのですが、県が設置するものであったときにそれがガイドラインの適用範囲になるのかどうかというのを確認したかったのですが、どうなのでしょう。

(事務局)

公共公益施設への案内等が公共サインとして想定しておりますので、公共施設、国とか県とか、その方にもお願いはしていこうと考えております。

(A委員)

できた時点で県の方にその旨を教えて頂ければ、例えば船橋市さんですと葛南土木にですね連絡して頂ければ必要な対応ができると思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

(事務局)

こちらこそよろしく願いいたします。

(会長)

それは案の段階でも連絡はいくんですかね。それとも決定した後に国県に報告するんですか。

(事務局)

基本的には案の段階で話をしていきたいというふうに思っております。船橋市内にある公共施設、県の施設、国の施設について、できるだけ案の時点で説明しに行つて。

(会長)

A委員が県については景観に配慮して頂けるようお願いいたします。  
他にありますか。

(C委員)

公共施設とは船橋市立と付いたもの全てと考えた方がいいんですか。  
例えば、市営馬込霊園とか、市営西船図書館とか、ああいうものも入ってくるのですか。

(事務局)

市立、市営であれば対象というふうに考えます。

(C委員)

結構な相当数になりますね。

(事務局)

県の施設や国の施設に関しても対象とさせて頂きたいと考えております。

(会長)

一応対象はそういうことで、看板の先が無数に増えすぎても見づらいですから。結局は  
その中で精査されて重要なものを、市民がよく使われるものを中心にやって頂ければ。全  
部対象だからサイン全部やるということは多分ないと思いますけど。

(C委員)

三番瀬の方とか海浜公園プールですとか。

(会長)

その市民が使うものは抜かさないように。

(C委員)

対象に入っているのかなと。

(会長)

三番瀬なんかは市営と書かないでしょうけど、皆さん関心が高いものです。

(C委員)

貴重な観光資源だと思うんですけど。

(事務局)

大変重要なお意見だと思います。

一番最初のところでアンデルセン公園の誘導もちょっと足りないんじゃないのってお話も頂きまして、本当に必要なところに必要なものがないとすれば、それはまた並行して考えなくてはならないことを私からさせて頂いたと思うんですけど、今回のガイドラインが一番最初に説明させて頂いたとおり、そもそも今市の施設だから市が看板で案内誘導していくところについても、サインで案内誘導しているところについても、写真を写して見るとかなりデザインがバラバラじゃないかと、統一感がないじゃないかというところから始まっているので、まずは今あるサインについてですね、そこにそもそも誘導すべきところが示しているわけですけども、そのデザインをまずどうしようかっていうところからがまず第一歩なので。次にそもそも本来案内誘導すべきなのに、そのサインが足りないよねっていう話がやっている中であってきて、今お話しされた市としては売り出すべき施設であるとかですね、もっともっと観光案内のためにそこに誘導すべきだっていうのがあれば、それについてもそこがその、ガイドラインでどういうデザインでっていうのと並行してそこにはもう少しサインを充実させなくてはいけないんじゃないかっていうことを並行して議論していくことになるのかなと思っています。

(C委員)

これから少しずつそういった候補を持ち寄るかというのは市の方で提示して頂けるような方向にもあるということなんですね。

(会長)

ということですよ。

(C委員)

まず1つのステップ段階で今回はこの統一性を持たせた後に、次はこうしてこうとい

うのを並行して協議しながら現実化させていくにはどうしたらいいのかっていうことも今、これから検討していくということですよね。

(事務局)

おっしゃる内容はサインの充実のことも含めてということですよ。

(C委員)

そうですね。

(事務局)

はい。それはもう並行して行っていかざるをえない、行くべき必要がある。

(会長)

一旦ルールを作ることによって、数を増やすということについて意識を、庁内で持って頂くきっかけになるでしょうから。

(C委員)

なってくれば良いと思っております。

結局、時期の渋滞の解消につながったりもするようなサインを出していけば良いと思うんですけど。今金杉十字路なんかはお盆でものすごい渋滞ですから、サインが非常に減っていたり、入口が増えているのに入口のサインがなかったり、そういうことも細かい検討もされていって頂けるということですかね。将来的に、今現時点ではなくても。

(事務局)

大事なことを言いそびれていました。あくまでも今回は歩行者を対象に考えてございます。ですから段階的にですね、次はもしかしたら車両向けのガイドラインも作らなくてはいけないとか、というふうに段階的に充実を考えていく必要があるのかもしれない。

(会長)

ということで歩行者ということでしたので、誤解なく参加して頂きたいと。

ほとんどもう歩行者が多いと思いますので、まずはそういう段階です。

気が付いたことがあれば次回も景観審議会続いてまいりますので、そういう長い目で見たら意見を随時事務局に出して頂いて。

その他いかがでしょうか。

そうしましたら、一応このスケジュールで進めるということでパブリックコメントまでの間に皆さんに案をご連絡、会としては集まりませんが、是非とも設けてください。

じゃあこれ終わりました、その他の事項というのがありまして、G委員がその他の意見があるということです、事務局の前に。

### 【3. その他】

(G委員)

景観重要建造物ですか、樹木について追加で市民の方々から是非提案をということで前回議題になってたようで、その後募集をかけていらっしゃると思ったんですが、その後はどうなっているのかなということをお聞きしたかったんですけども。

(会長)

それはいかがでしょう。事務局の方景観重要建造物の募集に関して、現状と懸案、どうでしょう。

(事務局)

大変申し訳ございません。募集はかけてまだございません。今候補にあがっているところの所有者さんのところに出向いて、意向確認している段階でございます、募集は今後どうしていくかというところでございまして、正直できていないような実情でございます。申し訳ございません。

(G委員)

わかりました。

前回私この会に欠席をしまして、資料を拝見しましたら募集をしますよということで日付だけ空欄で間もなく始めるような資料があったものですから、もう始められて多少は市民の方の反応があったのかなとお聞きしたかったんですが。まだスタートを切っていないということであればそれはそれでわかりました。

(会長)

まずはこの審議会に出てきてた候補になっている何軒かの地権者の方の合意が得られていないところに力点が置かれていて、引き続き交渉をしているということでしたが、それ以外にも、できればその交渉が終わった段階で、次の段階で一般公募という事務局のマンパワーもありますので、是非そのことを忘れないようにして頂きたいと思います。

それでは事務局が用意されていたその他の事項についてスライドを使うのでしょうか、よろしく願いいたします。

(事務局)

事務局より報告

(会長)

この事例、届出の制度によって色なんかも基準があるがためにですね、大きく変更を求めることができるということで、明らかにこの是正前は市の計画を知らないでやっているような内容ですね。ですので自動的にこの景観計画のおかげで下のように大きな被害は受けないような、まわりの方がですね、迷惑を思わないような施設に変更されるということがチェックされているということだと思います。ただこの間も大規模マンション等建っていると思いますので、必ずしもそのデザインが優れているものになっているかどうか、皆さんも日頃チェックして頂いて、もしもうまくいってないような案件を見かけましたら是非この場で話して頂いて、やっぱり市民の方が言わないとまちの景観はよくなりませんので、高い志のある市民の方がいろんな意見を言うことによって、市役所も動かなければならないなかたちになってくると思いますので、安心せず是非いろいろ景観についてご意見を賜りたいと思います。

よろしくをお願いします。その他の報告はこのようなかたちで運営されているということで、間違いなく市の計画は作動しているという確認でした。ほかにご意見ありますか。では今日のところはこれで終わりにしたいと思います。皆さんご協力ありがとうございました。

#### 【4. 閉会】

事務局より閉会の挨拶